

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地など

南丹市は、京都府のほぼ中央に位置し、市の東部は京都市と亀岡市、西部は綾部市と京丹波町、北部は福井県と滋賀県、南部は兵庫県と大阪府に接している。本市の総面積は616.40k㎡であり、その約88%を森林が占めている。平地は、北部の由良川水系では山々の間を縫って耕地が広がりその中に集落が点在し、南部の淀川水系では国道9号、J R山陰本線の周辺などに広がり、人口は31,629人（令和2年国勢調査）となっている。

②洪水・土砂災害

◇洪水

南丹市の総合防災ハザードマップによると、当商工会本所及び各支所が立地する各地区において次のとおり浸水等被害が予想されている。

本所：本所の立地している八木町内の市街地においては、中心部を流れる桂川の流域において3.0m～5.0mの浸水が予想されているほか、市街地の広範囲で0.5m～3.0mの浸水が予想されている。また、桂川沿岸部の一部が家屋流失のおそれのある区域に指定されている。

園部支所：園部支所の立地している園部町内の市街地においては、東西に流れる園部川の流域において多いところで3.0m～5.0mの浸水が予想されているほか、市街地の広範囲で0.5m～3.0mの浸水が予想されている。また、園部川沿岸部が家屋流失のおそれのある区域に指定されている。

日吉支所：日吉支所の立地しているJR日吉駅付近の地域においては、南北に流れる田原川の流域において多いところで5.0m～10.0mの浸水が予想されている。また、田原川沿岸部が家屋流失のおそれのある区域に指定されている。

美山支所：美山支所の立地している宮島地区においては、中心部を流れる棚野川の流域において多いところで5.0m～10.0mの浸水が予想されている。また、棚野川川沿岸部の広い範囲において、家屋流失のおそれのある区域に指定されている。

◇土砂災害

南丹市の総合防災ハザードマップによると、市内全域の山間部を中心に土砂災害警戒区域等が多数点在している。

土石流	691箇所
急傾斜地	1,060箇所
地すべり	1箇所
合計	1,752箇所

③地震

南丹市の総合防災ハザードマップによると、南丹市に大きな影響を及ぼすことが想定される活断層として、「亀岡断層」、「殿田-神吉-越畑断層」、「埴生断層」などの活断層があり、

その最大震度は7とされている。また、地震ハザードステーションの防災地図によると、八木町中心部の国道9号線沿いにおいて今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は26%以上と予測されている。

④その他

平成25年台風18号による豪雨	平成25年9月16日京都府に運用後初めてとなる大雨特別警報が発令され、総雨量は美山で318.5mm、園部で311.5mmを記録した。住家においては、大規模半壊2棟、半壊38棟、床上浸水104棟、床下浸水309棟の被害が発生した。
平成26年台風11号による豪雨	総雨量は園部で310.5mmを記録した。住家においては、床上浸水5件、床下浸水23件、住宅屋根の一部損壊1件の被害が発生した。
平成30年台風21号による豪雨	平成30年9月4日に日吉町四ツ谷で時間雨量56mmを記録した。また、最大瞬間風速は美山で28.1m/s、園部で27.1m/sのいずれも観測史上最大となった。住家においては、一部破損48棟、床上浸水1棟、床下浸水14棟の被害が発生した。

⑤感染症

新型インフルエンザは定期的に世界的な大流行を繰り返している。また、令和2年より感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、世界的にも急速な蔓延により大きな健康被害と社会的影響をもたらしており、今後も変異を繰り返しさらに大規模な感染拡大が生ずることも懸念される。

(2) 商工業者の状況

①商工業者などの数（令和4年度「商工会実態調査報告書」より）

1, 372人

②小規模事業者数

1, 155人

業種		商工業者数	備考（立地状況等）
商工業者	製造・建設業	467	市内に広く分散している
	卸・小売業	399	市内中心部に多い
	サービス業	361	市内に広く分散している
	その他	145	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

①南丹市

地域防災計画の策定

南丹市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、南丹市の地域に係る防災に関し総合化と計画化を図るため、予防・応急・復旧対策等について国・府・地方行政機関等との連携を含めた事項を定めている。

防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、広域的災害を想定し、関係機関と協力して総合防災訓練を実施し、関係機関との有機的な連携、職員の実践的実務の習熟及び防災思想の普及等により応急対策にあたる体制の強化を図るため、原則として2年に1回実施している。

防災・感染症等の対策備品の備蓄

南丹市では、災害に備え非常用食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を市役所本庁、各支所、防災倉庫等で行っている。また感染症対策としてはマスク、パーティション、体温計等を同様に備蓄管理している。

②南丹市商工会

BCPに関する国の施策などの事業者への周知

商工会機関誌「さぼーと」（年6回発行）への記事記載やホームページにおいて周知。

商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進

被災時の資金調達の観点（リスクファイナンス）で、事業者のリスク分析を実施するとともに、そのリスクに応じたリスクファイナンス設計を実施。

防災備品の備蓄

当商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物の備蓄の検討。

防災訓練への参加

南丹市が主催する防災訓練に会員事業所の参加・協力を呼びかけている。

会員事業者向けBCPセミナーの実施

想定する災害の被害予想やBCP策定の重要性を周知するため、京都府及び南丹市の支援策活用を呼びかけ、BCP並びに事業継続力強化計画の策定を推進している。

II：課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応の蓄積は出来ていない。また、感染症の感染拡大についても、感染予防のための基準となるルールの策定には及んでおらず、それらの策定・整備・準備が必要であると考えられる。

III：目標

- ① 小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 小規模事業者等に対し普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- ③ 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害よりの早期復興への意識の醸成を図る。
- ④ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、南丹市商工会と南丹市との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ⑤ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び南丹市との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑥ 小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
1,372	1,155	令和5年度	2	4	6
		令和6年度	2	4	6
		令和7年度	3	8	11
		令和8年度	3	8	11
		令和9年度	3	8	11

***その他**

- ・上記内容に変更があった場合は。速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年8月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

南丹市商工会と南丹市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・事業者に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・機関誌・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

② 当商工会の事業継続計画策定

南丹市商工会は令和5年7月末までに事業継続計画を策定する予定。

③ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と協力し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスの案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認。
- ・南丹市商工会と南丹市の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、南丹市との連携・連絡ルートの確認等を行う。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を強化する。

② 応急対策の方針決定

- ・南丹市商工会と南丹市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動を採り、応急対策への参集は求めない。
- ・南丹市商工会と南丹市との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none">・地域内で70件以上の事業所で「ガラスの破損」「瓦の飛散」など大規模な被害が発生している。・地域内で10件以上の事業所が「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内で10件以上の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など、比較的軽微な被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

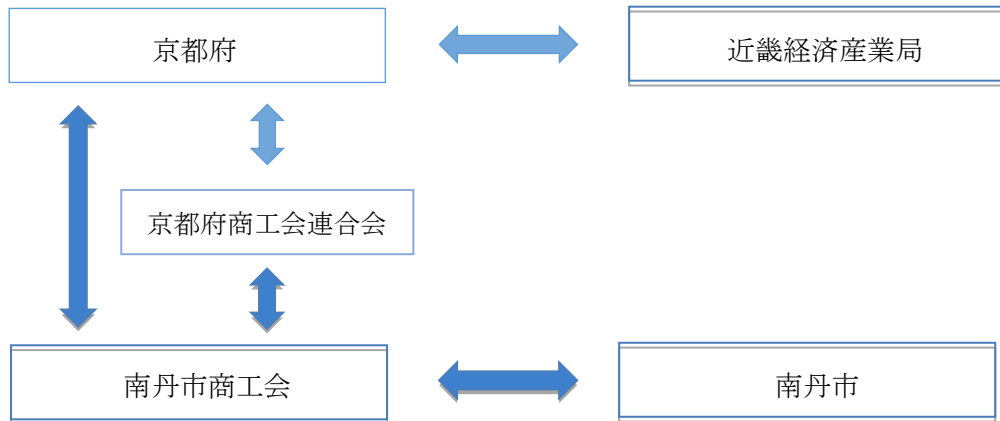
- ・本計画により、南丹市商工会と南丹市及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、南丹市ホームページの発信情報を適宜閲覧し、支所へ分散勤務をさせるなど支援体制維持に向けた必要な対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・南丹市商工会と南丹市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の策定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・南丹市商工会と南丹市で共有した情報は、京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、南丹市商工会と南丹市が共有した情報を京都府に報告する。



〈4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援〉

- ・事業者向け相談窓口の開設については、南丹市と協議の上決定・開設する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を設置する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や京都府及び南丹市の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置をする。

〈5. 地域内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・国、京都府、南丹市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣などを京都府商工会連合会を通じ京都府に相談する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

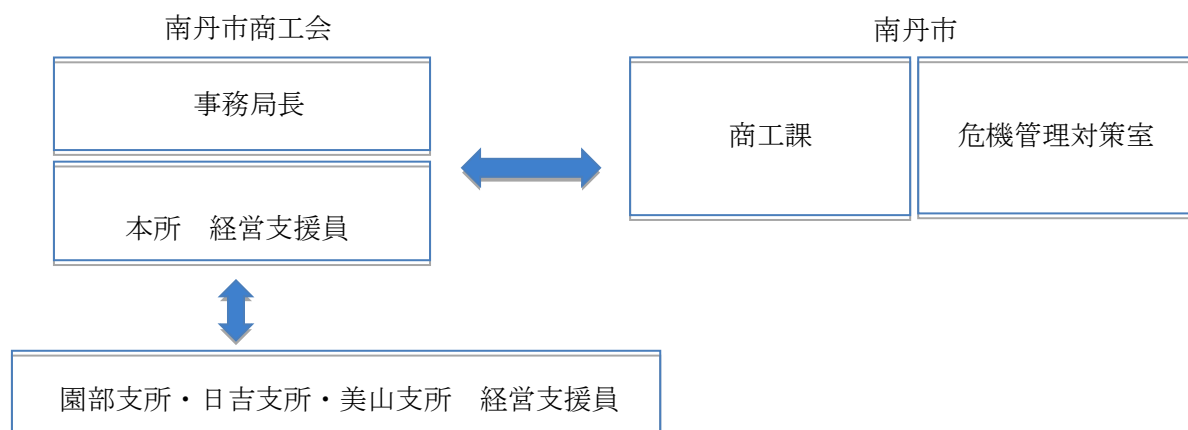
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
・経営指導員 山本 勉(連絡先は後述(3)①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
・事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る指導及び助言、並びに年に1回以上の目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会/商工会議所
〒629-0141 京都府南丹市八木町八木東久保 28-1
南丹市商工会 経営支援課
電話 0771-42-5380 FAX 0771-42-5734 e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp
- ② 関係市町村
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地
南丹市 商工課
電話 0771-68-1008 FAX 0771-63-0654 e-mail syoukou@city.nantan.lg.jp

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・ 専門家派遣事業	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ 制作費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対 策費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・京都府補助金・南丹市補助金・事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
①該当なし ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
①該当なし ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①該当なし ② ③